

一部損壊世帯への義援金と見舞金の申請期間延長

■問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

一部損壊世帯に対する義援金または見舞金について申請期限が延長になりました。

●支給額

	修理費用	見舞金または義援金の額
見舞金	10万円以上 30万円未満	3万円
	30万円以上 100万円未満	修理費用の10% (1,000円未満切り捨て)
義援金	100万円以上	11万円

●対象

居住者用り災証明書の被災程度が一部損壊で、対象となる修理費用に10万円以上を支出した世帯。
※一度見舞金または義援金を申請済みの場合、再度申請はできません。

●必要書類

り災証明書、領収書、修理費用や修理箇所が分かる書類(工事内訳書、工事明細書、見積書、写真等)、世帯主名義の通帳、印鑑 など

●申請期限

令和3年5月13日(木)

「すまいの再建」のための支援策申請期限延長

■問い合わせ ①②について 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510
③④について 役場住民課 住宅係 ☎096(293)3112

熊本県の実施する下記支援策について申請期限が延長になりました。

- ①リバースモーゲージ利子助成事業
- ②自宅再建利子助成事業
- ③民間賃貸住宅入居支援助成事業
- ④転居費用助成事業
- ※詳しい助成内容や必要書類については広報おおづ2月号をご覧ください。

●対象

応急仮設住宅の入居世帯、全壊または大規模半壊の居住者用り災証明書の交付世帯、半壊の居住者用り災証明書の交付世帯で解体した世帯、法に基づく長期非難世帯

●申請期限

令和3年3月31日(水)

被災者生活再建支援金(加算支援金)申請期限延長

■問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

地震による被害にあった世帯への被災者生活再建支援金について、再建方法によって支給される加算支援金の期限が1年延長になりました。

●支給額

	再建方法	加算支援金
複数世帯	建設・購入	200万円
	補修	100万円
	賃貸	50万円
単身世帯	建設・購入	150万円
	補修	75万円
	賃貸	37.5万円

●対象

居住者用り災証明書の被災程度が全壊・大規模半壊・半壊解体の世帯(基礎支援金を受領している世帯)。

●申請期限

令和3年5月13日(木)

後期高齢者医療制度 4月から保険料率などが変わります

■問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

後期高齢者医療制度では、医療費の支出に見合う保険料収入を確保するために、2年に1度保険料を見直しています。令和2年度・3年度は、医療費の増加などを理由に被保険者の皆さんの保険料負担をできる限り増やさないための対策を講じた上で、保険料率を次のとおり改訂します。後期高齢者医療制度の健全な運営のため、ご理解ください。



●保険料の計算方法

保険料(年額)は、被保険者の均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額64万円です。

被保険者均等割額 50,600円 (被保険者全員が等しく負担)	所得割率 9.95% (被保険者が所得に応じて負担)
---------------------------------------	----------------------------------

年額保険料 (上限64万円)	=	均等割額 50,600円	+	所得割額 基礎控除(33万円)後の総所得金額等 × 所得割率9.95%
-------------------	---	-----------------	---	--

●保険料の軽減

所得が低い人の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減率が見直されます。

■保険料均等割額の軽減

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下	7.75割 変更点1 変更前8.5割
33万円以下で、世帯内の被保険者全員に所得がない(年金収入80万円以下)	7割 変更点2 変更前8割
変更点3 変更前28万円 33万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)以下	5割
変更点4 変更前51万円 33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下	2割

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

【保険料の計算例】 単身世帯で本人の収入が年金196.5万円のみの場合

年金収入 196.5万円	-	年金控除額 120万円	-	高齢者特別控除 (年金収入にかかる控除) 15万円	=	基準額 61.5万円	5割軽減該当	年金収入 196.5万円	-	年金控除額 120万円	=	基準額 76.5万円
軽減前均等割額 50,600円	×	軽減割合 5割	=	均等割額 25,300円		基準額-基礎控除額 76.5万円-33万円	×	所得割率 9.95%	=	所得割額 43,282円		
1年間の保険料		均等割額 25,300円	+	所得割額 43,282円	=	保険料額 68,500円 (100円未満切り捨て)						